

A decorative border of colorful flowers (yellow, blue, green, pink, orange) surrounds the central text.

刈谷市パートナーシップ 宣誓制度の利用の手引き

1 刈谷市パートナーシップ宣誓制度の概要

刈谷市パートナーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、双方又は一方が性的少数者（性自認が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向が異性のみでない者をいう。）である2人が宣誓し、市が「刈谷市パートナーシップ宣誓書受領証」を発行する制度です。

この制度による法律上の効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）は生じません。

2 宣誓をすることができる人

宣誓をするためには、2人が次の要件をすべて満たしている必要があります。

① 成年に達していること

満18歳以上であること。

② 刈谷市に住所を有していること

ただし、一方が刈谷市に住所を有しており、もう一方が3か月以内に市内に転入を予定している場合を含む。

③ 現に婚姻をしていないこと及び双方以外の者とパートナーシップにないこと

事実婚の方は宣誓できません。

④ 届出しようとする者同士が近親者でないこと

民法（明治29年法律第89条）第734条から第736条に規定する婚姻をすることができない関係にないこと。

ただし、届出しようとする2人が養子縁組をしている又は養子縁組をしていた場合は宣誓できます。

<宣誓をすることができない関係の人（近親者）>

- 直系血族・・・祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族・・・兄弟姉妹、叔父叔母、伯父伯母、甥姪
- 直系姻族・・・子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 手続きの流れ



宣誓日の予約【事前】

宣誓希望日の原則1週間前までに、メール又は電話で事前予約してください。

<予約先> 市民活動部 市民協働課 地域支援係

- メール：kyodo@city.kariya.lg.jp
- 電話：0566-95-0002

※平日午前9時～午後5時（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

予約の際には以下のことをお伝えください。

① 宣誓希望日・時間帯（第3希望まで）

宣誓できる時間は、平日午前9時～午後5時（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

② 宣誓する2人の氏名・ふりがな・生年月日・住所

※通称名で宣誓する場合は通称名をお申し出ください。

③ 代表者の日中に連絡がとれる電話番号

④ 個室対応の希望の有無

※ご予約後、「宣誓日時、場所、必要書類等」の調整・確認のため、市役所開庁日3日以内に刈谷市から連絡します。

※外国籍で通訳が必要な人はお申し出ください。

パートナーシップ宣誓【当日】

■宣誓場所：刈谷市役所 市民協働課（予約時に希望された人は個室）

- 予約した日時に必要書類を持参の上、必ず宣誓をする2人でそろってお越しください。（宣誓書は市役所が用意します。）
- 市職員の面前で「刈谷市パートナーシップ宣誓書」に自署して、提出してください。（事前に記載した宣誓書を提出することはできません。）
- 宣誓する双方又は一方が自ら宣誓書に記入できない場合は、2人の立会いのもとで他の人に代筆してもらうことができます。
- 市職員が、書類に不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認し

ます。

※書類に不備等がある場合は、宣誓受理日を延期することがあります。

パートナーシップ宣誓書受領証の交付【宣誓から1週間程度】

- 宣誓に係る書類一式を確認の上、「刈谷市パートナーシップ宣誓書受領証」を宣誓者へ交付します。（A4 サイズのものを1部）
- 宣誓から交付まで1週間程度かかります。交付準備ができ次第ご連絡しますので、本人確認書類を持参の上、市民協働課窓口までお越してください。お越しいただくことが難しい場合は、簡易書留で郵送しますので、申請時に必要分の切手をご用意ください。

4 宣誓に必要な書類



住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・ 3か月以内に発行されたものに限ります。
 - ・ マイナンバー（個人番号）を省略したものを1人1通ずつ提出してください。
- ※宣誓する2人が同一世帯の場合は、2人分の情報が記載されたものを1通で結構です。

配偶者がいないことを証明する書類

- ・ 3か月以内に発行されたものに限ります。
- ・ 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は独身証明書を1人1通ずつ提出してください。
- ・ 外国籍の人は、大使館等の公的機関が発行している婚姻要件具備証明等の配偶者がいないことを確認できる書類（発行から3か月以内のもの。）に日本語訳を添付して提出してください。

本人確認書類（いずれも有効期限内のものに限ります）

顔写真付きのものは1点、顔写真無しの場合は2点提示してください。

■ 1点の提示が必要となるもの

マイナンバーカード・運転免許証等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等の本人確認ができる証明書等

※上記以外に市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

通称名の使用を希望する場合

通称名の使用を希望する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かるもの（社員証や病院の診察券等）を2種類提示してください。

転入予定者の人

転入を予定している人としてパートナーシップの宣誓をし、受領証の交付を受けた人は、本市への転入後、宣誓日から3か月以内に住民票の写しを提出してください。

5 受領証の変更・再交付・返還について

受領証の記載事項の変更・再交付・返還は、希望日時を事前に連絡の上、市民協働課で手続きしてください。（3ページ「手続きの流れ」参照）いずれの場合も本人確認書類が必要です。

なお、受領証の再交付（記載事項の変更を含む。）には1週間程度かかります。交付準備ができましたら、ご連絡しますので、本人確認書類を持参の上、お越しください。お越しいただくことが難しい場合は簡易書留で郵送しますので、必要分の切手をご用意ください。

① 宣誓事項の変更

宣誓事項に変更があった場合は受領証を再交付しますので、変更内容が分かる書類（3か月以内に発行されている新住所が記載された住民票の写し等）と宣誓書受領証を添えて、「刈谷市パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。

② 受領証の再交付

受領証の紛失や汚損・毀損等により再交付を希望する場合は、「刈谷市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書」を提出してください。

なお、毀損・汚損の場合は、交付済の宣誓書受領証を返還してください。

※再交付後に紛失した受領証を発見した場合は、すみやかに返還してください。

③ 受領証の返還

次のいずれかに該当する場合、「刈谷市パートナーシップ宣誓書受領証返還届」に宣誓書受領証を添えて提出してください。

【返還の必要がある場合】

- ・パートナーシップを解消したとき
- ・宣誓者の双方又は一方が本市から転出したとき
- ・共に宣誓した者が死亡したとき
- ・婚姻したとき
- ・宣誓者の双方又は一方が受領証の返還を希望するとき

【宣誓が無効になるとき】

次のいずれかに該当する場合には、宣誓が無効になりますので、交付した宣誓書受領証を返還してください。

- 宣誓書の内容に虚偽があるとき
- 交付を受けた受領証を不正に使用したことが判明したとき
- 転入予定の場合、3か月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき

6 よくある質問



Q1 法律上の効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A1 本制度は、人生のパートナーとして歩む、性的少数者の2人の生活上の不便の軽減など、当事者をはじめ誰もが暮らしやすい環境につなげるために導入するものです。刈谷市は、この制度の導入を一つのきっかけとして、多様な性への理解が深まり、誰もが自分らしく活躍することのできる社会になることが大切であると考えています。

Q2 パートナーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか。

A2 婚姻は民法に定められる法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、刈谷市パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効力はありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍に記載されることもありません。

Q3 宣誓に費用はかかりますか。

A3 宣誓や受領証の交付は無料です。ただし、宣誓の際に必要な戸籍謄本等の要件確認書類の交付手数料は自己負担となります。”

Q4 宣誓書受領証の交付を受けることでどんなメリットがありますか。

A4 法律上の効力はありませんが、受領証を提示することで、それぞれの事業者が婚姻関係と同様にあるものとみなした場合、利用できる制度やサービスがあります。

Q5 なぜ事前に予約が必要なのですか。

A5 スムーズに宣誓を受理するため、また個室対応の希望の有無を確認するため、事前予約をお願いしています。

Q6 郵送やメールでもパートナーシップに関する書類を提出できますか。

A6 郵送やメールでは受け付けていません。本人確認と2人の意思を確認させていただくため、必ず2人でお越しください。

Q7 宣誓は同性のパートナーとしかできないですか。

A7 同性のパートナーに限定した制度ではありません。要件を満たしていれば、性的少数者の人は宣誓できます。

Q8 刈谷市在住でないと宣誓をすることができないですか。

A8 2人とも刈谷市に住んでいるか、一方が刈谷市に住んでいて、もう一方が3か月以内に転入予定の場合は宣誓することができます。ただし、転入後3か月以内に住民票の写し等を提出していただきます。提出されなかった場合は宣誓が無効となります。

Q9 同居していないと宣誓できませんか。

A9 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q10 代理人でも宣誓できますか。

A10 代理人での宣誓はできません。必ず宣誓する2人でお越しく下さい。

Q11 宣誓書の記入は代筆でも可能ですか。

A11 文字を書くことが困難な場合には、ご本人の意思確認ができれば代筆も可能です。

Q12 転入予定でも宣誓可能としているのはどうしてですか。

A12 戸籍上同性の2人がアパートなどの賃貸物件を探す際、借用や契約が困難な場合は少なくありません。そのため、2人の関係を示す書類として活用することを想定し、転入予定の人も宣誓可能としています。

Q13 外国籍でも宣誓をすることはできますか。

Q13 独身証明書の代わりに「婚姻要件具備証明書」など独身であることを証する書類とその日本語訳が必要です。なお、パートナーシップを宣誓しても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q14 養子縁組をしていると宣誓することができませんか。

A14 性的少数者には、民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組をする人がいる状況を考慮し、宣誓者同士が養子縁組の関係にある場合でも宣誓することができます。

Q15 通称名を使用することがありますか。

A15 社会生活において日常的に通称名を使用している場合は、通称名で宣誓することができます。日常的に使用していることを確認するため、通称名の社

員証や学生証等をご持参ください。

Q16 宣誓書受領証は即日交付されますか。

A16 提出書類の確認を行うため、発行するまでに1週間程度かかります。

Q17 氏名や住所が変更した時はどうしたらいいですか。

A17 宣誓事項に変更があった場合は、変更手続きが必要です。宣誓書受領証の再交付をしますので、変更前の宣誓書受領証をご持参ください。

Q18 宣誓書受領証の再交付はできますか。

A18 宣誓書受領証を紛失、毀損、汚損したときは、再交付を申請できます。毀損、汚損の場合は交付済の宣誓書受領証の提出が必要です。

Q19 市外に転出をする場合は宣誓書受領証を返還する必要はありますか。

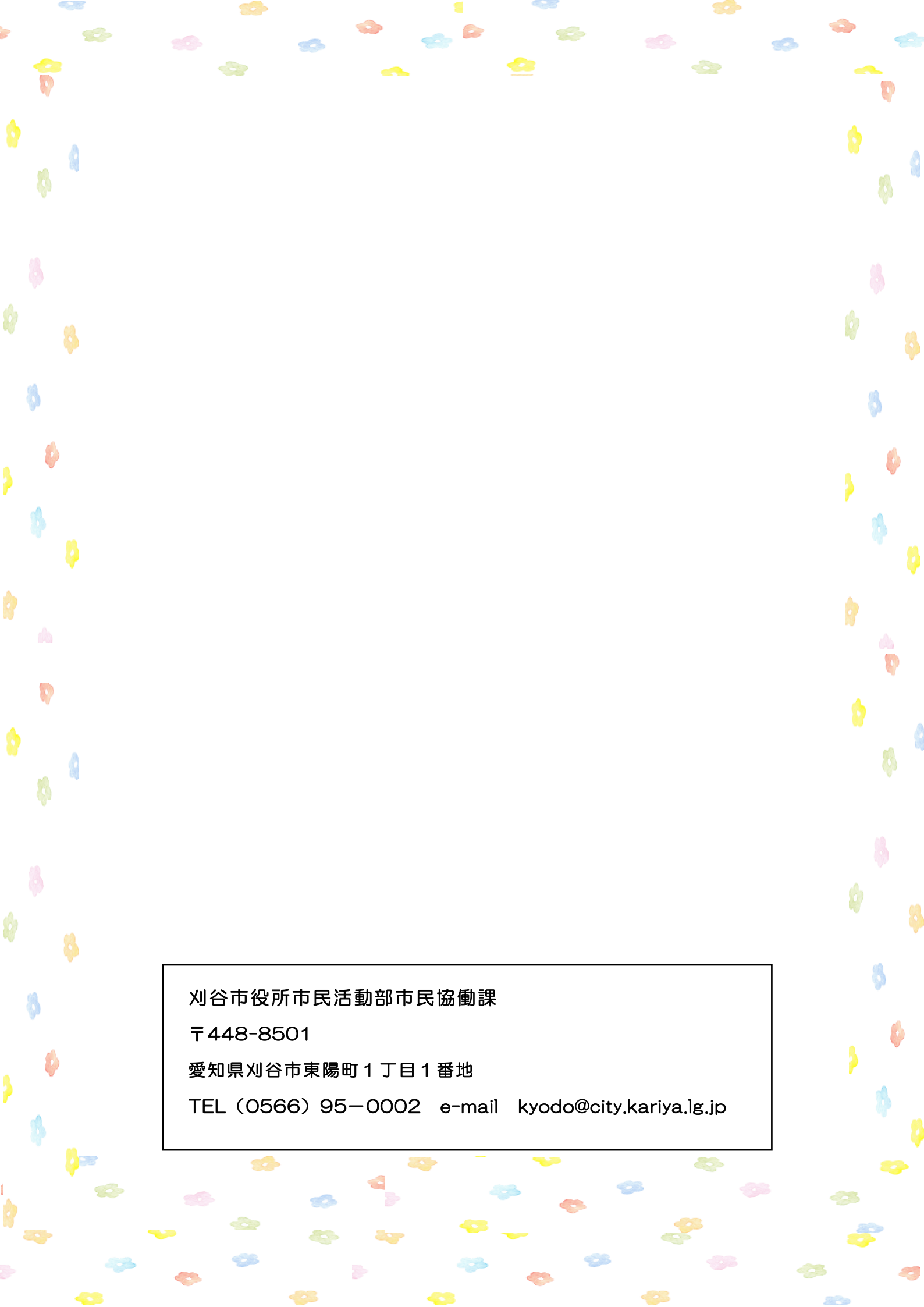
A19 一方でも市外に転出する場合は、返還届に、宣誓書受領証を添えて提出してください。

Q20 パートナーが亡くなった場合は宣誓書受領証を返還する必要はありますか。

A20 返還届に宣誓書受領証を添えて提出してください。

Q21 結婚した場合は宣誓書受領証を返還する必要はありますか。

A21 届け出たパートナーと別の人との結婚はもちろんですが、届け出たパートナーとの結婚の場合であっても宣誓できる人の要件に該当しないため、返還届に宣誓書受領証を添えて提出してください。



刈谷市役所市民活動部市民協働課

〒448-8501

愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL (0566) 95-0002 e-mail kyodo@city.kariya.lg.jp